平成２９年（フ）第１０３号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗3238番地
債務者　小池　澄子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３５号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1835番地７　市営西杵住宅355号、前住所佐賀県武雄市武雄町大字昭和39番地22　サンコーポⅢ202号
債務者　井上　恵二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３６号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3057番地８、前住所佐賀県多久市多久町470番地
債務者　鳥越　裕子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９５０号
千葉県市川市福栄２丁目９番10号　マンションエース301号、住民票上の住所千葉県市川市新井３丁目24番１―202号　（鞠子ロイヤルハイツ）
債務者　笹治　祐次
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５４号
千葉市中央区道場北１丁目12番８号　双葉荘７号
債務者　小笠原　久
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８０号
千葉県船橋市大穴北２丁目42番10号
債務者　竹田津恵美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６３号
千葉県市川市南八幡５丁目３番２―301号（吉田ハイツ）
債務者　柴田　賢治
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０号
富山県氷見市鞍川1689番地１
債務者　田中　博美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１６１５号
埼玉県久喜市栗原４丁目４番地１
債務者　宅原　里志
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１６号
埼玉県久喜市栗原４丁目４番地１
債務者　宅原きよみ（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４８号
さいたま市北区土呂町１丁目47番地11　長島ハイツ201
債務者　黒澤　律子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６４号
埼玉県新座市北野３丁目21番26号　富士見ヶ丘ハイツ103号室
債務者　櫻井智嘉子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７３号
さいたま市北区盆栽町93番地３
債務者　松本　英郎
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７７号
埼玉県上尾市大字今泉104番地９　パロワール西上尾２―102
債務者　玉越　和子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９０号
埼玉県川口市桜町５丁目５番18号　サンガーデンさくらＫ棟202号
債務者　中村　光春
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９１号
埼玉県川口市桜町５丁目５番18号　サンガーデンさくらＫ棟202号
債務者　中村摩吏子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係